

平成26年3月相模原市教育委員会臨時会

日 時 平成26年3月28日(金曜日)午後2時30分から午後4時29分まで

場 所 相模原市役所 教育委員会室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名委員の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第29号) 相模原市教育委員会公文書管理規則について(教育総務室)

日程第 2 (議案第30号) 相模原市立小学校及び中学校公文書管理規則の一部を改正する規則について(教育総務室)

日程第 3 (議案第31号) 相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について(教育総務室)

日程第 4 (議案第32号) 相模原市子どものいじめに関する審議会規則について(学校教育部)

日程第 5 (議案第33号) 相模原市子どものいじめに関する調査委員会規則について(学校教育部)

日程第 6 (議案第34号) 相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事について(学校教育部)

日程第 7 (議案第35号) 相模原市社会教育委員会議規則について(生涯学習部)

日程第 8 (議案第36号) 非常勤の図書館相武台分館長に対する事務委任規則について(生涯学習部)

日程第 9 (議案第37号) 教育財産の公用廃止について(教育環境部)

日程第10 (議案第38号) 相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について(教育環境部)

日程第11 (議案第39号) 相模原市スポーツ推進委員の人事について(生涯学習部)

4. 閉 会

出席委員（5名）

委員 長	小林 政 美
委員長職務代理者	大山 宜 秀
教 育 長	岡 本 実
委 員	田 中 美奈子
委 員	福 田 須美子

説明のために出席した者

教 育 局 長	白 井 誠 一	教 育 環 境 部 長	大 貫 守
学 校 教 育 部 長	小 泉 和 義	生 涯 学 習 部 長	小野澤 敦 夫
教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長	小 山 秋 彦	教 育 総 務 室 総 括 副 主 幹	杉 山 吏 一
教 育 総 務 室 総 括 副 主 幹	岡 本 達 彦	総 合 学 習 セ ン タ ー 所 長	金 井 秀 夫
総 合 学 習 セ ン タ ー 担 当 課 長	岸 和 彦	教 育 環 境 部 参 事 兼 学 務 課 長	長 嶋 正 樹
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	鈴 木 英 之	学 校 保 健 課 総 括 副 主 幹	木 上 広 規
学 校 教 育 課 長	西 山 俊 彦	学 校 教 育 課 課 長 代 理	馬 場 博 文
学 校 教 育 課 担 当 課 長	東 條 久美子	学 校 教 育 課 主 幹	小 泉 勇
生 涯 学 習 部 参 事 兼 生 涯 学 習 課 長	小 森 豊	生 涯 学 習 課 担 当 課 長	島 田 欣 一
文 化 財 保 護 課 長	川 島 和 章	文 化 財 保 護 課 担 当 課 長	山 迫 孝 弘
生 涯 学 習 部 参 事 兼 ス ポ ー ツ 課 長	八 木 博	図 書 館 長	横 山 登美子
事 務 局 職 員 出 席 者			
教 育 総 務 室 主 任	秋 山 雄 一 郎	教 育 総 務 室 主 任	越 田 進 之 介

開 会

小林委員長 ただいまから相模原市教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

本日の出席委員は 5 名で、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員に、田中委員と福田委員を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構でございます。

(傍聴人入場)

小林委員長 本日は、報道機関から録音の申請が提出されております。相模原市教育委員会傍聴規則第 7 条の規定に基づき、認めることといたしました。

相模原市教育委員会公文書管理規則について

小林委員長 これより日程に入ります。

日程 1、議案第 29 号、相模原市教育委員会公文書管理規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山教育総務室長 議案第 29 号、相模原市教育委員会公文書管理規則について、ご説明を申し上げます。

本議案は、平成 25 年 12 月に、相模原市公文書管理条例が制定公布されたことを受けまして、相模原市教育委員会におきましても、その保有する公文書の管理に関し、必要な事項は規則で定める必要がありますことから、相模原市教育委員会公文書管理規則を制定いたしたく、提案するものでございます。

それでは、各条ごとにご説明を申し上げます。

第 1 条は本規則の趣旨を、第 2 条では用語の定義を規定いたしました。

第 3 条では、処理の原則として、公文書事務は統合文書管理システムによることを原則とする規定でございます。

第4条では、公文書の管理体制を規定しております。第1項で、教育局長を公文書全般について管理・監督する統括文書管理者と規定をし、第2項で、教育総務室長は各課の公文書事務が適性、円滑に実施されるよう指導することを規定するものでございます。

1ページおめくりいただきたいと存じます。

第4項では、各課等に文書主任を置き、1号から7号の事務を行わせ、第5項で、文書主任の事務を補佐するため、文書副主任を置くことができるものとするものでございます。

第5条では、公文書の庁外への持ち出しを原則禁止と規定いたしました。

また、第6条、第7条、第8条では、文書の收受や作成、施行の処理方針を定めるものでございます。

第9条では、公文書科目表の作成と、公文書を容易に検索できるよう系統的に分類・整理を行うことを定めるものでございます。

第10条では、公文書の保存期間の起算日を定め、第11条では、公文書の作成時等において、保存期間満了時のとるべき措置を必ず定めなければならないものとし、第12条では、公文書の保管方法や期間満了した文書の引き継ぎ先を定めるものでございます。

第13条では、公文書目録の策定と、その目録に記載する事項を定めるものでございます。

第14条でございますが、保存期間が満了した公文書について、歴史的公文書選別基準によりまして、移管または廃棄をすることを規定し、2項から次のページの4項では、その手続を規定するものでございます。

第15条では、公文書の管理状況の報告を毎年度行う旨、規定をいたしました。

第16条では、公文書の適正管理を図るため、必要な研修を実施することについて規定したものでございます。

本規則の施行期日は、平成26年4月1日からとするものでございます。

なお、お手元に議案第29号参考資料といたしまして、相模原市公文書管理条例をご配付してございますので、ご覧いただければと存じます。

以上で、議案第29号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

今度の規則の制定とともに、相模原市公文書管理条例を見ますと、特に条例の目的のと

ころでは、いわゆる市民への行政の透明性を確保するのだと。それから、第5条を見ますと、意思決定過程が非常によく見えるようになると。そういう意味では、市民へのサービスがさらに明確になったという捉え方でよろしいのでしょうか。

杉山教育総務室総括副主幹 委員長がおっしゃるように、文書の管理をきちんとすることによって、市民に対しての説明責任を果たしていくということでございます。

小林委員長 わかりました。ほかに質疑、ご意見等ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第29号、相模原市教育委員会公文書管理規則についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第29号は可決されました。

相模原市立小学校及び中学校公文書管理規則の一部を改正する規則について

小林委員長 次に、日程2、議案第30号、相模原市立小学校及び中学校公文書管理規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山教育総務室長 議案第30号、相模原市立小学校及び中学校公文書管理規則の一部を改正する規則について、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、相模原市公文書管理条例の制定に伴いまして、相模原市立小学校及び中学校が保有する公文書の管理に係る規定の整理、また、学校文書管理システムの運用に係る規定の追加、その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

それでは、本規則の改正の主な内容について、ご説明を申し上げます。

お手元にご配付してございます議案第30号関係資料1をご覧いただきたいと存じます。

1の改正の内容でございますが、(1)の第4条関係でございますが、校長が、公文書の滅失、盗難及び毀損の防止、その他適正な管理のために、必要な措置を講ずるよう努めることを追加として規定してございます。

次の(2)、第8条及び第9条関係でございますが、学校において、「学校文書管理システム」の電子決裁機能を利用して、起案、決裁、回議及び合議ができることを追加で規定してございます。

次に、(3)、第16条関係でございますが、相模原市公文書管理条例第8条の規定に基づきまして、校長が、公文書目録を作成し、当該目録に文書年度、分類番号、個別名称、保存期間、保存期間が満了したときの措置、その他必要な事項を記載することを新規に規定するものでございます。

(4)でございますが、第17条の第1項関係でございます。こちらにつきましては、校長は、保存期間を満了した公文書について、歴史的公文書選別基準に基づき、相模原市公文書管理条例第9条第3項の規定により移管し、または廃棄するものとするを新たに規定してございます。

次に、(5)、第17条関係でございますが、第5項で、相模原市公文書管理条例第9条第6項の規定によりまして、廃棄する公文書の目録を作成することを規定しております。

続きまして、(6)、こちらは第18条関係でございますが、校長は、公文書の管理状況について、毎年度、教育委員会を通じて情報公開課長へ報告することを新たに規定しております。

なお、本規則の施行期日は、平成26年4月1日からとするものでございます。

また、関係資料2ということで、新旧対照表を添付してございますので、ご覧いただきたいと存じます。

議案第30号の説明は、以上で終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

福田委員 公文書目録の作成ということと、それから廃棄するものの廃棄目録ということに関してですけれども、これはどこまでさかのぼって整理していくものなのでしょうか。

杉山教育総務室総括副主幹 まず、文書目録の作成の方でございますが、現在、最長で30年保存という文書がございます。ですので、4月1日施行時点で、各学校の方には、30年保存の文書であれば30年前の文書がございますので、そこまでさかのぼって作成をいたします。

廃棄文書につきましては、保存期間が3年、5年、10年、30年といったふうにございますので、例えば平成26年度に廃棄すべき文書というのは、5年保存の文書であれば5年前の文書、30年ですと30年前の文書になりますので、何年度に作成したこういった文書といった目録を作成する形になります。

田中委員 目録についてなのですからけれども、それはつくり始めて、毎年書き替えるのではなくて、どんどん積み上げていくものなのではないでしょうか。それと、年度ごとに廃棄されていくものが出てくると思うのですけれども、廃棄目録の方に書かれたものは消されていくとか、そういう処置があるのでしょうか。

杉山教育総務室総括副主幹 目録の関係でございますが、この目録は作成した後にホームページ等で、市民にもわかる形で公表させていただきます。今現在、市長部局と調整中でございますが、どの文書が何年度までであるという形で表示をするのか、それとも一覧の形でお見せするのか、各年度ごとに作成したもので表示をしていくのか、その公表の形については、今、調整中でございます。

それと、廃棄の関係でございますが、廃棄した文書というのは、もうなくなるわけですので、その当初の目録からは該当する年度のものは削除、消していく形をとる予定でございます。

田中委員 各学校での管理のことだと思うのですけれども、卒業アルバムとか、そういうものは公文書として扱うのでしょうか。多分、ずっと卒業アルバムというのがとっておられると思うのですけれども、そういうのはこの公文書に当たるのでしょうか。

杉山教育総務室総括副主幹 卒業アルバム等につきましても、学校で作成という形になりますので、公文書の扱いと考えております。

田中委員 そうしますと、多分、30年保存と考えていくと思うのですけれども、30年を過ぎたものでも、学校としてやはり学校に置いておきたいというものは、それは、処分の仕方というか管理の仕方というのは、学校の方へお任せするような形になっていくのでしょうか。

杉山教育総務室総括副主幹卒業アルバムが何年保存になっているか、今お答えできないのですが、保存年限を過ぎますと、歴史的公文書に位置付けられているものについては公文書館の方に、それ以外のものにつきましては、原則廃棄という形をとらせていただきます。ただ、どうしても学校等で、学校や地域の歴史としてとっておきたいということであれば、別の手続を踏んでいただいて、そのまま各学校の方で保存いただく手続をとるようになります。

小林委員長 施行期日が平成26年4月1日となっております。まず、目録を学校がつくるのに相当時間がかかるのではないかと私は予測するのですが、その辺に対する対応は、何か教育委員会はお考えでしょうか。

杉山教育総務室総括副主幹 目録をつくって公表させていただくようになりますのですが、現在、平成27年1月からホームページの方で公表していきたいと考えておりまして、学校につきましては、年度末、年度はじめなど、忙しい時期もございますので、夏休みを使って、各学校の方で作成をしていただき、それ以降、教育総務室の方で取りまとめて、公表の準備をしていきたいと考えております。

小林委員長 わかりました。

そのほかご質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第30号、相模原市立小学校及び中学校公文書管理規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第30号は可決されました。

相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則について

小林委員長 日程3、議案第31号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山教育総務室長 議案第31号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、相模原市教育委員会公文書管理規則の制定に伴う改正、並びに生涯学習課の城山教育班、津久井教育班、相模湖教育班及び藤野教育班の廃止に伴う改正、その他所要の改正をいたしたく、提案するものでございます。

改正の内容についてでございますが、議案第31号関係資料をご覧いただきたいと存じます。新旧対照表でございます。左側が現行、右側が改正案でございます。

はじめに、先ほどご決定いただきました相模原市教育委員会公文書管理規則の制定に伴いまして、教育委員会事務局各課の分掌事務を規定しております第4条中、教育総務室の分掌事務の第5号について、文言の整理を行うものでございます。

次に、表の中ほどでございますが、第15条をご覧ください。

これは、公民館の分掌事務において、地域の一体的なまちづくりの推進のため、分掌事

務を新たに追加し、まちづくりセンターとの連携を明確にし、強化するものでございます。

次に、現行の一番下の方になりますが、第18条をご覧いただきたいと存じます。

現在、旧津久井地域に関する就学に関する事務など、(1)から次のページの(6)までの教育関連事務を、生涯学習課城山教育班、津久井教育班、相模湖教育班及び藤野教育班が所掌してまいりましたが、より効果的かつ効率的に業務を遂行するために、津久井地域の4教育班を廃止いたしまして、スポーツ課関係の事務については、新規に設けますスポーツ課津久井地域班に集約をさせていただきます。その他の教育関連事務につきましては、本来、当該業務を所掌する所属が行うとともに、各地区のまちづくりセンターが行った方がいい事務につきましては、まちづくりセンターが行うなど、事務の執行体制を見直したため、この条項が不要となったために、第18条を削除するものでございます。

また、その他の所要の改正を行うものでございます。

なお、施行期日でございますが、平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第31号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第31号、相模原市教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第31号は可決されました。

相模原市子どものいじめに関する審議会規則

相模原市子どものいじめに関する調査委員会規則

小林委員長 次の日程4、議案第32号、相模原市子どものいじめに関する審議会規則及び日程5、議案第33号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会規則は、関連がありますので、一括して提案説明をお受けいたしまして、審議した後、個別に採決を行います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

小泉学校教育部長 議案第32号の相模原市子どものいじめに関する審議会規則、及び議案第33号の相模原市子どものいじめに関する調査委員会規則につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行されたことを受けまして、本市におきまして、法の規定を踏まえ、相模原市子どものいじめに関する審議会及び相模原市子どものいじめに関する調査委員会をこの3月市議会において、議案第12号の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の中で、それぞれ教育委員会の附属機関として新たに設置する組織といたしまして提案し、24日に議会でご承認いただいたところでございます。今回の条例設定に伴い、それぞれの組織運営等について、規則において所要の定めをいたしたく、提案するものでございます。

詳細につきましては、学校教育課長よりご説明させていただきます。

西山学校教育課長 はじめに、議案第32号の相模原市子どものいじめに関する審議会規則について、ご説明申し上げます。

参考資料をご覧いただきたいと存じます。

この審議会の設置目的でございますが、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づき、いじめの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議することとしております。

具体的に審議いたします内容といたしましては、いじめの現状と実態の分析に関すること、いじめ防止等のための取組の有効な対策に関すること、市のいじめ防止基本方針の取組の検証及び見直しに関することなどとして、年3回程度の開催を計画しております。

次に、委員の任期についてでございますが、条例で任期は2年と定めており、期間中に補欠の必要が生じた場合においては、前任者の在任期間までとしております。

次に、委員構成につきましては、規則第2条に規定していますように、学識経験のある者、市内の公益的活動を行う団体から推薦された者、市の住民、関係行政機関及び関係法人の職員、市立学校の校長の代表から、教育委員会が委嘱または任命し、委員の定員は12人以内とするものでございます。また、必要に応じて、構成員以外からも幅広く意見や説明を聴くことができるよう、第5条で、関係者の出席についての規定を定め、第6条で、必要に応じて、所掌事項に係る専門的事項を調査審議するための部会を置くことができるものとしております。

この審議会規則につきましては、平成26年4月1日から施行するものとしておりますが、委員として、市の住民を2名、4月1日から4月末日までの1カ月間、市の広報誌や市ホームページで公募し、選考する必要があることや、各団体からの委員の推薦をいただく関係から、審議会の第1回目の開催は、委員の委嘱も含めまして、6月ごろになる予定でございます。

続きまして、議案第33号の相模原市子どものいじめに関する調査委員会規則について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。参考資料をご覧いただきたいと存じます。

調査委員会の設置目的でございますが、いじめの防止対策推進法第28条第1項に規定する、重大事項に係る事実関係について、教育委員会の諮問に応じて調査、審議し、その結果を答申することとしております。

具体的に審議いたします内容といたしましては、いじめの事実とその重大事態に至った要因となった背景事情、当該市立学校等の対応に関する事、同種の事態のいじめ防止等の措置に関する事などとしております。

次に、委員の任期についてでございますが、条例で任期は2年とし、期間中に補欠の必要が生じた場合においては、前任者の在任期間までとするものでございます。

次に、委員構成につきましては、規則第2条に規定していますように、医師、学識経験のある者、法律に関し知識経験を有する者、子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者など、専門的な知識及び経験を有する第三者で構成いたします。

なお、重大事態が発生した場合には、迅速に対応する必要があることから、あらかじめ教育委員会で委員を任命し、平時からこの調査委員会を設置しておくこととするものでございます。

委員の定員につきましては、5人以内とするものでございます。

第5条で調査の規定を設け、第1項で中立かつ公正に調査を行うこと、第3項で調査委員会は調査を遂行するために必要な措置を教育委員会に要求することができることとしております。

より公平性、中立性を担保するために、第6条に除斥条項を設けております。

また、個人情報を取り扱うこと、会議を公開することで、当該調査事務または調査の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあることから、規則第8条で、会議は非公開とすることとしております。

この相模原市子どものいじめに関する調査委員会規則につきましては、平成26年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第32号の相模原市子どものいじめに関する審議会規則、及び議案第33号の相模原市子どものいじめに関する調査委員会規則の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 議案32号、議案33号の提案理由の説明が終わりました。これより質疑、ご意見等を伺います。

大山委員 審議会の件についてお伺いしたいのですが、審議内容ということで、3つのことが挙げられております。この中で、基本方針の変更をどうしても要するという場合は、この審議会で審議されて、どこかに上程されるのでしょうか。ここに、一番下に、いじめ防止方針の取り組みの検証と見直しに関する、その結果を踏まえてということになると思うのですが、どのような道筋をたどるのでしょうか。

馬場学校教育課課長代理 市のいじめ防止基本方針の取組の検証及び見直しに関するということ、審議内容に書かせていただいております。これは、市の基本方針の方にも、この教育委員会の附属機関である子どものいじめに関する審議会において、教育委員会から諮問し、こういった取り組みの実態について審議した中で、いろいろなご意見を建議していただこうと考えております。

田中委員 審議会の方で、開催回数が3回となっています。これはどういう間隔で、どういうタイミングで行う予定でいるか、教えていただけますか。

西山学校教育課長 この3回の内容でございますが、ここでは、まず第1回目は6月開催を予定しておりますが、年度はじめに、まず市の基本方針に則った年度の取組の方向性なり内容についてご確認をしていただくことと、それに伴うご意見を頂戴する場が第1回目。年度の途中、9月、10月、特に11月には2回目のいじめの取り組みの強化月間がございますので、それに向けて、またいじめフォーラムも開催する予定でございますので、その内容や、また、その中身に盛り込むべき必要な事項等についても、ご意見を頂戴できればと思っています。そして、3回目は年度末のところ、1年間の取組について、またそれは各学校のいじめの認知件数であったり、各学校の取組の内容についても、そこでご報告をさせていただきながら、次年度に向けてのさらなる取組の重点についても、ご意見を頂戴するという場といたしまして、この年3回を予定しております。

大山委員 確認なのですが、この審議会と調査委員会の事務局は、学校教育課のみ

となるのでしょうか。

馬場学校教育課課長代理 こちらの2つの審議会、それから調査委員会、それぞれ教育委員会の学校教育課が事務局になります。

福田委員 調査委員会の方なのですからけれども、重大事態ということの大まかな目安というのがあれば、教えていただきたいと思います。

馬場学校教育課課長代理 重大事態の意味合いですが、国の基本方針に沿った形になるかどうかと思います。具体的には、生命、心身または財産に重大な被害というところで、具体的に例示するならば、児童・生徒が自殺を企図した場合、それから身体に重大な傷害を負った場合、それから金品等に重大な被害をこうむった場合、それから精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定されると思います。それから、もう1点ありまして、児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合ということで、もうこれもいじめが起因した場合ですけれども、相当の期間というのは、不登校の定義を踏まえて、年間30日を目安ということで想定しております。

小林委員長 ほかに質疑、ご意見等ございましたら、伺います。

ほかに質疑、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第32号、相模原市子どものいじめに関する審議会規則を原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第32号は可決されました。

続きまして、議案第33号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会規則を原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第33号は可決されました。

相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事について

小林委員長 次に、日程6、議案第34号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小泉学校教育部長 続きまして、議案第34号の相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。

先ほどの議案の相模原市子どものいじめに関する調査委員会規則でご説明申し上げましたが、規則第2条に規定しておりますように、医師、学識経験のある者、法律に関し知識経験を有する者、子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者など、専門的な知識及び経験を有する第三者で委員を構成いたします。

なお、重大事態が発生した場合には、迅速に対応する必要があることから、あらかじめ教育委員会で委員を委嘱し、平時からこの調査委員会を設置しておくこととするものでございます。

それでは、選出委員について、ご説明させていただきます。

恐縮でございますが、議案第34号の裏面にございます委員名簿をご覧いただきたいと存じます。

4月から新設される附属機関の委員であるため、4名全て新任でございます。

はじめに、宮岡等氏につきましては、北里大学医学部教授で、北里大学からご推薦いただいたものでございます。

次に、竹下昌之氏につきましては、相模女子大学理事で、相模女子大学からご推薦をいただいたものでございます。

次に、小池拓也氏につきましては、湘南合同法律事務所の弁護士で、横浜弁護士会からご推薦をいただいたものでございます。

次に、岡元彩子氏につきましては、横浜家庭裁判所川崎支部の家事調停委員で、神奈川県臨床心理士会からご推薦いただいたものでございます。

任期につきましては、平成26年4月1日から平成28年3月31日まででございます。

以上、議案第34号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

大山委員 4人の委員の件なのですが、4人のうち3人は大体、職業から読めるのですが、2番目の竹下昌之様という方が、学識経験のある者ということですが、どういう立場で、どういったことを求められて委員にご就任を、推薦をお願いしたのか、お伺いした

いと思います。

馬場学校教育課課長代理 竹下氏につきましては、現在、相模女子大学の常任理事を務めていただいております。過去の経歴からいきまして、成城学園の初等学校の教諭をされて、長い間、そのご経験を生かして、校長先生まで歴任されております。それから、専門分野について、子ども研究の中でも、学校及び学級運営研究、危機管理の部分も研究をされており、かつては、平成16年4月から平成20年6月まで、厚生労働省の児童虐待防止対策協議会委員の委員も歴任のご経験がございます。こうしたことから、これまでの豊富な知識や経験を有しており、本調査委員会のお力添えを賜りたく、お願いしたいと考えているところでございます。

小林委員長 そのほかございましたら、お願いします。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第34号、相模原市子どものいじめに関する調査委員会委員の人事についてを原案どおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第34号は可決されました。

相模原市社会教育委員会議規則について

小林委員長 次に、日程7、議案第35号、相模原市社会教育委員会議規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第35号、相模原市社会教育委員会議規則につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の議案第35号参考資料の1ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、規則制定の趣旨についてでございますが、社会教育委員の会議の運営に必要な事項につきましては、これまで相模原市社会教育委員会議規則により定められておりましたが、相模原市条例等整備方針に基づく既存規程の見直しによりまして、規程から規則へ改めることが必要となっております。このことから、相模原市社会教育委員条例の制定にあわせまして、既存の規程を廃止し、新たに相模原市社会教育委員会議規則を制定するものでございます。

次に、規則案の概要についてでございますが、従来の規定との変更内容を含め、ご説明申し上げます。

参考資料の2ページ目をご覧くださいと存じます。

主な規則案の概要でございますが、第3条につきましては、会議の招集などについて定めるものでございまして、従来の規定では、定例会議は隔月ごとに1回としておりましたが、調査研究の内容や進捗状況に応じまして、柔軟に会議日程を組めるよう、隔月開催等の規定は設けないこととするものでございます。

第4条は、関係者の出席等についてございまして、構成委員以外からも、幅広く意見や説明を聴くことができるよう定めるものでございます。

第5条は、会議の招集の特例についてございまして、第3条第1項において、会議は議長が招集するとしておりますが、委員の任期満了の最初の会議の招集については、議長の選任前となるため、教育長が行うと定めるものでございます。

第6条は、これまでも、答申の素案作成等、必要に応じまして、小委員会を開催してきたことを踏まえ、小委員会を置くことができるとするものでございます。

また、この規則の施行につきましては、平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第35号、相模原市社会教育委員会議規則につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

田中委員 第3条の定例会議は隔月ごとにとというのがなくなったというところで、柔軟に会議日程を組めるというところで、それをなくしたということですが、この規則の中には、年間にどのくらい会議をすとか、そういう規則はないのでしょうか。ないとすると、例えば、今までは隔月にやらなければいけないとなっていたところを、解釈としては、逆にやらなくてもいいととれなくもないのですけれども、その辺は、年間でどのくらいの会議数を確保すとか、そういうご予定はあるのでしょうか。

小森生涯学習課長 今回、柔軟に対応できるようにということで、過去の経過等を少し申し上げますと、平成25年度につきましては、定例会を6回と臨時会を1回で7回会議をしております。平成24年度は、定例会6回ですが、平成23年度につきましては、定例会を8回、小委員会を2回、またシンポジウムをやったりというような状況でございます。

回数については、明記はしておりませんが、今後も今までのとおり、年6回は最低開催していきたいと考えているところでございます。

小林委員長 ほかに質疑、ご意見ございましたら。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第35号、相模原市社会教育委員会議規則についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第35号は可決されました。

非常勤の図書館相武台分館長に対する事務委任規則について

小林委員長 日程8、議案第36号、非常勤の図書館相武台分館長に対する事務委任規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第36号、非常勤の図書館相武台分館長に対する事務委任規則につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の参考資料1の1ページをご覧くださいと存じます。

はじめに、規則制定の趣旨についてでございますが、教育長から相武台分館長に委任される事務につきましては、これまで非常勤の図書館相武台分館長に対する事務委任規程により定められておりましたが、相模原市条例等整備方針に基づく規程の見直しによりまして、行政の内部規律に関する事柄につきましては、規程から原則規則で定めることとされました。

この整備方針に基づく見直し作業につきましては、平成23年度から、毎年、全庁的に実施されておまして、平成25年度につきましては、当該規程が見直しの対象となったため、今回、当該規程を廃止し、新たに規則として制定するものでございます。

次に、規則案の概要についてでございます。従来の規程との変更内容を含め、ご説明申し上げます。

参考資料の1の2ページの表の中、右側の規則案をご覧くださいと存じます。

第1条につきましては、教育長から相武台分館長に委任する事務となっております。

まず、第1号では、相武台分館職員の出張や休暇等に係る服務、通勤実情の確認及び時

間外勤務に関することを挙げております。

次の第2号では、相模原市立図書館条例の第7条から第9条まで、及び第11条の規定に基づく集会室の利用に係ることや、利用者の入館制限に関する事、その他相武台分館の運営に関することを挙げております。

また、第3号では、相武台分館の事業の実施に関することを挙げております。

続く第2条では、委任された事務について、教育長の指示を受けなければならない場合を挙げております。

なお、従来の規程との主な変更内容につきましては、第1条の本文にございました、分館長補佐に関するかっこ書きを、今回削除いたしました。これは、分館長補佐の法的な位置づけが明確でないことによる措置でございます。

また、第1条第2号中の「その他図書館相武台分館運営」の部分を「その他図書館相武台分館の運営」に改めました。なお、この規則の施行につきましては、平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第36号、「非常勤の図書館相武台分館長に対する事務委任規則」につきましてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

福田委員 分館長の現在の職務、仕事内容を教えていただければと思います。

横山図書館長 今回の規則にもありますように、職員の出張などの服務に関する事、分館の運営、窓口業務などに携わっており、施設管理も行っております

福田委員 非常勤ということで、公民館長と同じような位置付けなのでしょうか。

横山図書館長 この分館につきましては、以前は常勤の職員が運営しておりましたが、非常勤ということに変わったときに、行政の事、教育の事が分かる人材をということで、そのような人材を非常勤として充てているところでございます。これまで、市役所のOB、教員のOBを採用しております。

小林委員長 ほかに質疑、ご意見ございますでしょうか

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第36号、非常勤の図書館相武台分館長に対する事務委任規則についてを原案どお

り決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第36号は可決されました。

ここで職員入れ替えのため、休憩をとります。再開は3時45分とします。

(休憩・15:35～15:45)

小林委員長 それでは再開いたします。

教育財産の公用廃止について

小林委員長 次に、日程9、議案第37号、教育財産の公用廃止についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第37号、教育財産の公用廃止についてご説明申し上げます。

本議案は、相模原市上溝学校給食センターの供用開始に伴い、相模原市清新学校給食センターの公用廃止をいたしたく、提案させていただくものでございます。

公用廃止する「相模原市清新学校給食センター」の概要でございますが、位置は、相模原市中央区小町通2丁目2番13号、構造は、鉄骨及び鉄筋コンクリート造2階建、敷地面積は、3,010.75平方メートル、延べ床面積は、1,611.39平方メートルでございます。

なお、公用廃止の期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

以上で議案第37号「教育財産の公用廃止」について、ご説明申し上げます。

よろしくご決定くださいますようお願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

田中委員 跡地については、どのような活用をしていくのでしょうか。

鈴木学校保健課長 跡地の利活用につきましては、今後本体の解体の設計に入り、9月以降、解体工事に入ります。来年の2月を目途に解体を完了いたしまして、関係資料の図にあります、清新8丁目の方向にある北側の2,000平方メートル、これを防災備蓄倉庫として、南側の1,000平方メートルについては、民間の法人に募集をかけ、保育園として整備する予定でございます。

田中委員 保育園の整備ということですが、その辺のスケジュールは分かりますでしょうか。

鈴木学校保健課長 現時点では、募集開始は、おそらく28年の4月になると承知しております。

小林委員長 ほかに質疑、ご意見ございますでしょうか

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第37号、教育財産の公用廃止についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第37号は可決されました。

相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について

小林委員長 次に、日程10、議案第38号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてを議題といたします。

なお、本議案は、大山委員の一身上に関する事案ですが、引き続き大山委員に出席していただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 それでは、引き続き大山委員に出席していただくことにいたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第38号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について、ご説明申し上げます。はじめに、議案38号参考資料をご覧ください。

本結核対策委員会は、附属機関の設置に関する条例に基づき、平成24年度から設置されたもので、1にございますとおり、児童生徒の結核の予防、早期の発見のために行っている結核検診について、各学校医の判断及び精密検査の結果について審議いただくもので、構成員につきましては2に掲げた選出区分に基づき、各団体等に依頼し、現在12名の委員をお願いしております。

なお、任期につきましては1年でございます。

また、本年度につきましては3にございますとおり、昨年7月24日に開催しております。

本議案につきましては、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の任期がこの3月末で任期満了となりますことから、委員を委嘱することが必要なため、相模原市教育委員会教

育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1項第11号の規定により提案いたすものでございます。

委嘱する委員でございますが、相模原市医師会から推薦を受けた医師といたしまして、緒方昌平氏、小林信一氏、品川洋一氏及び原田工氏を、また、市立小中学校の学校医といたしまして、大山宜秀氏及び山口雅之氏を相模原市医師会からご推薦いただきました。

結核に関し専門的知識を有する医師といたしまして、本市の感染症診査協議会委員でもあります益田典幸氏を相模原市医師会からご推薦いただきました。

相模原市保健所長として、鈴木仁一氏。

市立小中学校の校長といたしまして、相模原市立小学校長会より、林則久氏を、相模原市立中学校長会より、曾田起佐子氏を、それぞれご推薦いただきました。

市立小中学校の養護教諭でございますが、小学校については、小学校学校保健養護研究部会より、廣瀬衣織氏を、中学校につきましては、中学校学校保健養護研究部会より、野寄雅栄氏をご推薦いただきました。

なお、任期は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年でございます。

以上で、議案第38号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてのご説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定くださるようお願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

福田委員 この委員会は年に1回のみ開催ということではよろしいでしょうか。また、結核に罹患している子どもはどれくらいいるのか、教えていただければ、

鈴木学校保健課長 この委員会については、学校保健安全法に基づく定期健康診断が6月30日までに行われますので、これが終わった状態で、各学校医の先生が該当の児童生徒に結核検診を受けたほうがいいという判断をいたしますが、この学校医の判断がいいかということ、また、その対象者の状況について審議する関係で、年1回開催といたしております。

また、結核のり患の状況ですが、数年に1度、り患の疑いがあるという報告がある状況でございます。

大山委員 補足ですが、児童生徒の結核へのり患が発見される機会というのは、学校検診というよりも、むしろ例えば、家族内の感染ということからであって、学校の検診で見つ

かる事例は少ない状況です。それを踏まえ、昨年法律が変わり、必ずしもこの委員会を設置する必要はないということになったわけです。本市で存続している背景としては、校医の判断に任せるという状況に、それが国の言っている状況なわけですが、だんだんと移行していこうということです。今後、校医の判断に任せる状況への移行、この委員会の意味づけということも考慮していく必要があると思います。

小林委員長 ほかに質疑、ご意見ございますでしょうか

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第38号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてを原案どおり決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第38号は可決されました。

相模原市スポーツ推進委員の人事について

小林委員長 次に、日程11、議案第39号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第39号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてご説明申し上げます。

本件は、相模原市スポーツ推進委員の人事につきまして、提案するものでございます。

内容につきましては、平成27年3月までの任期で委嘱申し上げておりました大伍照夫委員、永田勉委員から、任期途中の平成26年3月31日付で辞職したい旨の申し出があったものでございます。

これによりまして、津久井地区は定員15名のところ、1名欠員で実人員14名となり、小山地区は定員8名のところ、1名欠員で実人員7名となります。市全体としては、253名の定数のところ実人員238名となります。

以上で議案第39号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご決定いただきますようお願いいたします。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

田中委員 任期途中での辞職ということですが、理由を教えてくださいませんか。

八木スポーツ課長 お二人とも、健康上の理由ということで伺っております

田中委員 わかりました。質問なのですが、辞職に伴って、欠員が生じたので、今後、同じ地区での推薦を受けていくということでしょうか。

八木スポーツ課長 この地区で欠員が出たということで、今後、人選を進めてまいります。

小林委員長 ほかに質疑、ご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第39号、相模原市スポーツ推進委員の人事についてを原案どおり決することに異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第39号は可決されました。

学校の情報化推進計画について

小林委員長 それでは、事務局から報告事項があるようでございます。

報告事項1について、総合学習センターからお願いいたします。

金井総合学習センター所長 学校の情報化推進検討会で決定いたしました、平成26年度から平成28年度までの、学校の情報化推進計画についてご報告いたします。

資料の1ページをご覧ください。学校の情報化推進検討会につきましては、学校の情報化の方向性と情報機器更新などの学校の条件整備について検討することを目的として、平成18年から設置しているものでございます。

資料の4ページをご覧ください。これまで、平成22～25年度の学校の情報化推進計画に基づき、下の段になりますが、基本目標1「子どもたちの学力向上のためのICT環境整備」、基本目標2の「校務の情報化」、基本目標3の「モラル意識の向上」、これらを図るため、具体的にはPC教室の情報活用室化、大型テレビやコンテンツサーバ等のICT機器の授業での活用、e-ネットSAGAMIの機能の充実、セキュリティポリシーの見直し、情報モラルハンドブックの作成などに取り組んでまいりました。その成果と課題について、資料5ページにまとめましたのでご覧いただければと思います。

基本目標1の成果については、校内LANの整備により、普通教室において校内ネットワークを利用した授業が可能になったこと、全校にコンピュータアドバイザーを派遣したことで、各校でのICTを活用した授業が推進されたことがございます。

課題といたしましては、校内の無線LAN化やタブレット型のPCの導入などを検討する必要があるということでございます。

基本目標2の成果といたしましては、情報セキュリティ監査や訪問サポート研修の実施により、教職員の情報セキュリティ意識が向上したこと、e-ネットSAGAMIへの文書管理機能の追加により、ペーパーレス化が推進されたことがございます。

課題といたしましては、校務支援システムの導入を進めることがございます。

基本目標3の成果といたしましては、情報モラルハンドブック等を活用した授業実践などの取組により、児童生徒の情報モラル意識が向上したこと、ネットパトロールの実施により、学校や関係課への報告をとおして情報連携が図られたことがございます。

課題といたしましては、情報モラルハンドブックの時代に合わせた改訂などがございません。

基本目標4の成果といたしましては、ICTを活用した授業づくり研修を実施したことで、教員のICT活用指導力の向上が図られたことがございます。

これらの成果と課題、また国の示す方向性を踏まえ、次のA3の資料のとおり、平成26年度から平成28年度の計画を策定いたしました。今後はこれに基づき、学校の情報化や情報教育の充実を図っていきたいと考えております。

この計画の概略について、6ページにまとめておりますので、ご覧いただければと思います。

施策1といたしまして、子どもたちの情報活用能力の育成のためのハンドブックの作成や、情報モラルの意識啓発の推進に取り組んでまいります。

施策2といたしまして、中期実施計画事業でもあります、タブレットPCの導入のモデル事業などを進めてまいります。

施策3といたしまして、文書管理や校務支援ソフトによる事務処理の軽減、並行いたしまして、 にありますICT活用研修の拡充などを図ってまいります。

これらの取組をとおしまして、情報活用能力の育成、校務の効率化を進め、後期実施計画につながる学校の情報化の推進について検討してまいります。

以上、ご報告申し上げます。よろしくお願いいたします。

小林委員長 報告が終わりました。質問等ございますでしょうか。

田中委員 ICTの活用によって校務が少しでも軽減され、効率化されるということで、とてもいいと思うのですが、上の世代の教職員の方々にとっては、逆に負担になってしま

うこともあるかと思えます。ぜひとも研修や、使いやすいシステムの導入なども考慮していただければと思えます。また、情報の管理についても、個人情報の流出などがないよう、研修をしたり、意識の啓発もお願いしたいと思えます。

金井総合学習センター所長 確かに、世代によっては、機器の操作等について抵抗がある部分もあるかと思えます。情報担当の教員への研修だけではなく、指導主事が学校に出向いて、学校の全教員に対して研修をすることなどにより、ハードルを下げていくよう、努めてまいりたいと考えております。また、安全な情報管理について、研修等をとおして、取り組んでまいりたいと思えます。

大山委員 田中委員のご意見につながるのですが、こうした機器の導入に、なかなか積極的に取り組めない年代もいると思えます。研修を受けるといふところまで至らない場合もあるのが実際かと思えますが、その辺について、どのように考えられているでしょうか。

金井総合学習センター所長 ICT機器の活用については、道具の一つであり、数ある手段の中の一つであると捉えておまして、実物投影機など、そこに置けば子どもたちが見やすくなる、そのようなアナログな機器もICT機器であるという捉えの中で、その授業での活用方法について、研修を通じて意識化を図っていきたいと考えております。

また、実際に機械を上手く操作するのは若い世代が得意である一方、授業のこういった場面でどう使えばいいかという発想、着眼については、ベテランの先生のほうがよく捉えているということも聞いているところでございます。

小林委員長 この件は、これでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

中学校部活動技術指導者派遣事業について

小林委員長 次に、報告事項2について、学校教育課からお願いいたします。

小泉学校教育部長 平成26年度の部活動技術指導者派遣事業について、ご説明いたします。中学校において、部活動技術指導者による指導が適切に行われ、生徒が主役の健全な部活動を実現するために、中学校部活動技術指導者派遣事業実施要綱の改正と、部活動技術指導者に向けたリーフレットの作成しましたのでご報告いたします。

具体的な要綱の改正点、リーフレットの概要につきまして、学校教育課長から説明いたします。

西山学校教育課長 初めに、中学校部活動技術指導者派遣事業実施要綱の改正についてご

説明申し上げます。

それでは資料 1 をご覧いただきたいと存じます。

主な改正点は 3 点ございます。1 点目の改正点でございますが、校長が技術指導者を推薦する際の推薦要件として、「生徒の人権への配慮ができる者」という要件を追加し、校長が、新規に推薦する指導者との面接を行うことを義務づけました。このことにより、より適切な人物が校長から推薦されるようになるとともに、各校の教育方針や理念を技術指導者にも浸透させることができます。

2 ページをご覧いただきたいと存じます。

改正の 2 点目でございますが、旧要綱では、不適切と判断される技術指導者を解任する項がございましたが、手続き的には指導者が辞任届を提出することになっておりました。新要綱では、不適切と判断される技術指導者に対し、教育委員会が解任通知書を指導者に送付することとし、「解任」と「辞任」の手続きを明確にいたしました。

3 ページをご覧いただきたいと存じます。

3 点目の改正点は、技術指導者の研修会への参加を必修とする点でございます。

研修会は「学校教育における部活動」「人権に配慮した指導」「健康・安全面での留意点」等を主な内容とし、全技術指導者が受講することで、生徒の人権と安全に配慮した適切な指導を周知することができます。同一の指導者が、3 年に一回は同様の研修を必ず受講することと決めました。

以上の 3 点の他、整合性をとるため、必要な語句の修正等がございます。具体的な要綱につきましては、後ほど、中学校部活動技術指導者派遣事業実施要綱をご覧いただきたいと存じます。

次に、部活動技術指導者向けのリーフレットについてご説明申し上げます。

リーフレットをご覧いただきたいと存じます。このリーフレットは、部活動技術指導者が「生徒が主役の部活動」を支える技術指導者になるために作成したものでございます。

それではまず、表紙をめくっていただき、1 ページをご覧いただきたいと存じます。技術指導者の役割と立場、求められる指導者像を表記しております。

2 ページには、技術指導者が留意すべき点として、顧問との連携や守秘義務など、技術指導者として最低限、守るべきことについてまとめております。また、研修会についても記述しております。

3 ページをご覧いただきたいと存じます。このページでは、部活動は、学校教育の一環

として行われるものであり、最終的に生徒一人ひとりが「生きる力を身につける」ことをめざして行われることを、技術指導者に理解してもらうことを意図しております。

4 ページでは、技術指導者自身が人権感覚を磨き、生徒の人権に配慮した指導を行えるよう、人権の考え方や指導上の留意点を明記しております。

5 ページでは、「体罰は絶対に許されない」ということを確認し、不適切な指導を防止するために、体罰等の許されない指導の具体的な例をあげております。

6 ページでは、勝利至上主義の弊害に触れ、さらに望ましい部活動の姿として、「生徒が主役の部活動」のあるべき姿を示しております。

最後に、裏面の7 ページをご覧くださいと存じます。

不適切な指導を防ぐ項目だけでなく、指導者が自分の指導のあり方について振り返り、よりよい指導に行かせるよう、自身のチェックリストを設けました。

このリーフレットは4月に各中学校を通じて、全技術指導者に配布し、活用していく予定でございます。

以上で、平成26年度部活動技術指導者派遣事業の主な改善点についての報告を終わらせていただきます。

小林委員長 報告が終わりました。質問等ございますでしょうか。

田中委員 こんな素敵なリーフレットを作成いただき、ありがとうございます。

とても分かりやすく、指導者の方が注意すべきことが分かるものになっていると思います。セルフチェック項目もとてもいいと思います。

これは外部の方が指導者になったときのリーフレットということですが、ぜひ先生方にも配っていただければと思います。子どもたちを思うがゆえに、指導がいきすぎたり、子どもに思いが伝わらなかったり、いろいろなことがあると思いますので、このリーフレットで、基本的な姿勢を確認していただければと考えます。

西山学校教育課長 教職員向けには、本年度9月に、「信頼される教師になるために」ということで、日ごろの人権に配慮した授業ということで、リーフレットを配布しているところでございます。このリーフレットについても、部活動にかかわる全ての教員に周知していきたいと考えております。

小林委員長 この件は、これでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

相模原市文化財の指定及び登録並びに相模原市登録文化財及び旧藤野町指定重要文化財の解除にかかわる答申について

小林委員長 次に、報告事項3について、文化財保護課からお願いいたします。

川島文化財保護課長 相模原市文化財の指定及び登録並びに相模原市登録文化財及び旧藤野町指定重要文化財の解除につきましては、2月7日の定例会において、相模原市文化財保護審議会に諮問することを決定いただきまして、2月17日の同審議会に諮問し、同日付で、諮問内容につきまして、妥当であるという答申が出されました。

今後、4月1日に告示を行うとともに、報道機関への情報提供、広報紙での周知などを行う予定でございます。

資料にパンフレットがございますが、新たに指定した文化財のうち、考古資料の3点、石器、土器、土偶の3点ですが、市立博物館で今月21日から5月の6日まで開催している企画展「境川流域の開発と暮らし」において、展示をしております。

以上で報告を終わらせていただきます。

小林委員長 報告が終わりました。質問等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 この件は、これでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、次回の開催予定に入ります。

最後に、会議予定ですが、4月24日木曜日、午後2時30分から教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、次回の会議は4月24日木曜日、午後2時30分の開催予定といたします。

これをもちまして、臨時会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

午後4時29分 閉会